

山梨フルーツキャンペーンプロモーション業務委託に係る企画提案実施要領

1. 趣旨

山梨フルーツキャンペーンは、富士の国やまなし観光ネット（委託者が運営する観光情報 WEB サイト）のユーザ数を拡大、PV を増加させるとともに、山梨県産フルーツ（さくらんぼ・もも・ぶどう・いちごなど）のブランド力を向上させ、観光誘客を促進し、地域経済を活性化させることを目的とする。

ついては、次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者（以下「契約予定者」という。）とする手続き（以下「公募型プロポーザル」という。）を実施する。

この実施要領は、公募型プロポーザルを公正かつ公平に実施するために、必要な事項を定めるものである。

2. 業務名

山梨フルーツキャンペーンプロモーション業務

3. 契約期間

契約締結日～令和 8 年 3 月末日

4. 業務の内容

仕様書及び契約書のとおり

5. 予算上限額

金 4, 5 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

6. 参加資格

本公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと
- (4) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと
- (5) 平成26年度以降において、国、地方公共団体、公益法人からの同種又は類似の業務を受託した実績を有する者であること
- (6) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること
- (7) 過去において、類似業務の実績を有する者（委託事業でなくても可）

7. 日程

- (1) 企画提案募集開始 令和7年4月23日（水）
- (2) 参加申込書・質問票提出期限 令和7年4月30日（水）正午
- (3) 企画提案書提出期限 令和7年5月12日（月）正午
- (4) プレゼンテーション審査 令和7年5月16日（金）※時間は別途通知
- (5) プレゼンテーション審査結果通知 プレゼンテーション審査後速やかに行う。

※審査結果は、原則として電子メールで通知する。

8. 調達方法

- (1) 書類等提出先、質問受付（共通）

公益社団法人やまなし観光推進機構 担当：米長

所在地 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1-8-11 OBIビル3階

電話 055-231-2722

電子メール t-yonenaga@yamakan-sk.jp

- (2) 参加申込

本企画提案に参加する場合、令和7年4月30日（水）正午までに持参、郵送または電子メールにより参加申込書（様式1）、誓約書（様式2）及び役員名簿（様式3）を提出する。

※電子メールの場合は、様式をPDF形式にして添付すること。

- (3) 企画提案書等の提出及び審査

① 審査項目

本業務を受託する際の組織体制（プロジェクトチーム、人員数、関連協力会社等とのネットワーク等）、過去の実績及び企画内容等を審査する。

プレゼンテーションでは、本業務に対する委託者の考え方との親和性、企画実現性、効果等を把握し、契約予定者を選定する（1者）。

② 提出書類

| 項目 | 内容 |
|-------|--|
| 会社概要 | 会社概要が把握できる資料（規模、財務状況等） |
| 組織体制 | 本業務を遂行するうえでの体制が把握できる資料 （プロジェクトチームの編成、人員数、関連会社や各種媒体等の協力会社のネットワーク等） |
| 企画提案書 | 企画内容が把握できる資料 【基本的な記載事項】 ・本業務遂行にあたっての基本的な考え方 （コンセプト、方針等） ・総合的な企画内容（具体的手法、デザイン（イメージ）、関連会社等へ委託する場合はその内容等） ・スケジュール |
| 見積書 | 積算内訳、本体価格及び消費税等が把握できる見積書 |

③ 提出期限

令和7年5月12日（月）正午必着

④ 提出部数・形式

6部

A4判（A3判折込可）、縦型、横書き、左綴じ、ページ数制限なし、日本語表記

⑤ 提出方法

持参または郵送

※持参の場合の受付は、平日午前9時から午後5時までとする。

※平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日以外を指すものとし、以下同様とする。

※提出書類は全てPDF形式で、電子メールでも提出すること。

⑥ プレゼンテーション

ア) 実施日時

令和7年5月16日（金）※時間は別途通知

<参加申込が5者を超えた場合>

1次審査（書面）令和7年5月13日（火）

※通過者のみを対象として、企画提案書及びプレゼンテーションによる2次審査を行う。1次審査の結果は速やかにメールで通知する。

イ) 実施場所

公益社団法人やまなし観光推進機構会議室

（〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1-8-11 OBIビル4階）

ウ) プレゼンテーションの時間

1者30分（説明15分、質疑応答10分、準備・入退室5分）を予定

エ) 方法

- ・パワーポイント等スライドの使用、模型等の活用は各参加社において決定する。ただし、会場の都合上、特殊な方法で行う場合は、事前にその旨連絡すること。
- ・プロジェクター等は公益社団法人やまなし観光推進機構で用意するが、持込みも可とする（プロジェクターの使用は任意）。
- ・参考資料等は別途提出可とするが、採点対象外とする。

(4) 注意事項

企画提案は、1参加者につき1件とする。

9. 審査及び結果の通知

(1) 選考方法

企画提案書、プレゼンテーションの内容及び経費について、（別紙）審査基準により審査し、契約予定者を選定する。

(2) 審査結果の通知

審査終了後、速やかに参加者あて通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(3) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、当該者の企画提案を無効とする。

- ① 本要項に定める事項に適合しない場合
- ② 談合、提出書類の虚偽記載など不正行為があった場合

10. 契約

(1) 契約予定者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。

ただし、協議が整わない場合は次点の者と協議する。

(2) 契約保証金は免除する。

(3) 企画提案書等に記載された事項は、仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱う。

ただし、業務の目的のために修正すべき必要がある場合には、委託者の指示により契約締結段階において契約内容を追加、変更又は削除等するものとする。

(4) 著作権・人格権による損害賠償の請求等については、契約当事者において処理する。

1 1. 質問

(1) 質問の方法及び送付先

本公募型プロポーザルに対し質疑がある場合、記載した質問票（様式4）を添付のうえ、電子メールを送付すること。

(2) 受付期間

令和7年4月23日（水）から令和7年4月30日（水）正午まで

(3) 質問に対する回答

参加申込書の提出があった全ての者に対し、原則として電子メールで行う。

1 2. 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、当該者の企画提案を無効とする。

(1) 本要領に定める事項に適合しない場合

(2) 談合、提出書類の虚偽記載など不正行為があった場合

1 3. その他

(1) 企画提案に要する費用は参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 選考経過についての問い合わせは受け付けない。

(4) 参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合、企画提案辞退表明書（様式5）によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはない。

1 4. 問い合わせ先

公益社団法人やまなし観光推進機構 担当：米長

所在地 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1-8-11 OBIビル3階

電話 055-231-2722

電子メール t-yonenaga@yamakan-sk.jp